

# 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正の概要

令和5年3月23日

健康福祉部障害者福祉推進課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則について、診察保護申請書等の様式の押印欄を廃止するなどの改正を行いました。

## 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づいて、精神障害者についての通報などの各種の手続で使用する様式等について定めている規則です。

## 2 改正内容

### (1) 押印欄の廃止

標記施行細則で定めている別紙の様式について、「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に照らして押印の要否について検討を行ったところ、いずれもこれまでの取扱いにおいて登記印・登録印の押印までは求めておらず、また、同通知の3（3）ウで例示されている検討継続の類型のいずれにも該当しないことから、これらの様式の押印欄を廃止しました。

なお、「命令書」（第三号様式）及び「通知書」（第四号様式、第十七号様式）は処分に関する文書であり同通知の5の「②権利義務又は事実証明に関するもの」に、「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」（第十八号様式）は上記類型のうち「本人以外の第三者が作成する文書を求める手続」に該当することから、今回は改正しません。

### (2) その他所要の規定の整備

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正されたこと等に伴い、本則及び別記様式中で引用している法令について条項ずれが生じることから、所要の規定の整備を行ったほか、別記様式中で使用している用語について整理しました。

## 3 施行期日 令和5年4月1日

(別紙)

○押印欄を廃止する様式

- (1) 診察保護申請書 (別記第一号様式)
- (2) 措置症状ある入院者の退院届 (別記第二号様式)
- (3) 措置入院者の症状消退届 (別記第五号様式)
- (4) 医療保護入院者の入院届 (別記第十号様式)
- (5) 特定医師による医療保護入院者 (第33条第1項又は第2項) の入院届 (別記第十条様式の三)
- (6) 医療保護入院者の退院届 (別記第十号様式の五)
- (7) 応急入院届 (別記第十号様式の六)
- (8) 特定医師による応急入院届 (別記第十号様式の七)
- (9) 措置入院者の定期病状報告書 (別記第十号様式の八)
- (10) 医療保護入院者の定期病状報告書 (別記第十号様式の九)
- (11) 無断退去届 (別記第十一号様式)
- (12) 帰院届 (別記第十二号様式)
- (13) 仮退院許可申請書 (別記第十三号様式)
- (14) 再入院届 (別記第十四号様式)
- (15) 障害者手帳交付申請書 (第十六号様式)
- (16) 障害者手帳記載事項変更届 (第十九号様式)
- (17) 障害者手帳再交付申請書 (第二十号様式)
- (18) 障害者手帳返還届 (第二十一号様式)

○「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める様式

- (1) 医療保護入院者の入院届 (別記第十号様式)
- (2) 特定医師による医療保護入院者 (第33条第1項又は第2項) の入院届 (別記第十条様式の三)
- (3) 特定医師による応急入院届 (別記第十号様式の七)
- (4) 措置入院者の定期病状報告書 (別記第十号様式の八)
- (5) 医療保護入院者の定期病状報告書 (別記第十号様式の九)

○「治ゆ」を「治癒」に改める様式

- (1) 障害者手帳返還届 (第二十一号様式)